

松戸市農業委員会総会議事録

令和 6 年 5 月 1 0 日

令和6年松戸市農業委員会5月総会議事録

松戸市農業委員会会長山口輝雄は令和6年5月10日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1 番	杉 浦 昌 平	2 番	杉 浦 勇 司
3 番	横 山 定 勝	5 番	渡 邊 洋 子
6 番	加 藤 万里子	7 番	山 口 輝 雄
8 番	戸 張 嘉 宣	9 番	岩 佐 忠 夫
1 0 番	川 上 博 久	1 1 番	渡 来 和 治
1 2 番	渡 邊 慶 弘	1 3 番	鈴 木 榮 一
1 4 番	湯 浅 孝 一	1 5 番	相 田 敏 克
明・矢切区域	齋 藤 香	明・矢切区域	平 川 正 俊
東 部 区 域	湯 浅 雅 之	常盤平・五香区域	山 崎 唯 司
馬橋・小金区域	小 林 直 一	馬橋・小金区域	湯 浅 清

1. 欠席委員 なし

1. 関係課出席職員 農政課

課 長	松 戸 繁 和	主任主事	榎 本 稔
-----	---------	------	-------

1. 事務局出席職員

事務局長	加 藤 広 之	事務局長 補 佐	榎 孝 弘
主 幹 兼 係 長	武 井 博 子	係 長	落 合 利 彦

開会 午後 3時00分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和6年5月総会を開催いたします。

議事に入る前に、本日開催の農業委員会総会を傍聴したいとの申出があり、松戸市農業委員会会議規則第16条により許可しますので、事務局、傍聴人の入室をお願いいたします。しばらくお待ちください。

(傍聴人入室)

議 長 傍聴される方に申し上げます。

松戸市農業委員会会議規則第16条の規定により、傍聴に当たっての注意事項を守ってくださいようお願いします。

本日の出席委員は、農業委員が14名、推進委員が6名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号12番、渡邊慶弘委員、議席番号13番、鈴木榮一委員の両委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は第1号から第5号までとなっております。

なお、報告事項については第1号から第7号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。

それでは、利用計画について、農政課長、よろしくお願いします。

農政課長 農政課長、松戸でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画につきまして、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は、新規設定案件1件、再設定案件9件となります。

それでは、議案第1号1番をご説明いたします。

お手元に配付されております議案書1ページの1番をご覧ください。

申請地につきましては、参考資料の1ページ、2ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は大橋、現況地目は畑で、面積は2,748平方メートルでございます。利用権の種類は貸借権、期間は10年の設定でございます。

借受者の方は、サトイモ、キャベツ、ネギ等を主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま農政課長より、議案第1号の1番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅雅之委員。

湯浅（雅）委員 推進委員、湯浅雅之です。

ただいまの農政課長の説明でよく分かりました。私は原案に賛成いたします。お諮りをお願いいたします。

議長 長 ただいま湯浅雅之委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議長 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、2番について、農政課長、よろしくお願いいたします。

農政課長 議案第1号2番をご説明いたします。

議案書1ページの2番、参考資料の3ページから4ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は和名ケ谷、現況地目は畑で、面積は2,262平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、白菜、ブロッコリーを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の2番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、川上委員。

川上委員 議席番号10番、川上博久です。

借受者は高齢ですが、畑の管理も行き届いていますので、この案に賛成したいと思います。
よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま川上委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の2番につきましては、原案のとおり決定いたしました。

議 長 続いて、3番を議題といたします。

この議案は、松戸市農業委員会会議規則第11条の規定により、議事参与の制限に抵触する事案でありますので、関係人であります平川正俊委員は、ここで退室をお願いいたします。

（平川正俊推進委員退室）

議 長 それでは、利用計画について、農政課長、よろしくお願いいたします。

農政課長 議案第1号3番をご説明いたします。

議案書1ページの3番、参考資料の5ページから6ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は中矢切、現況地目は田で、面積は1,031平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、キャベツを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第 1 号の 3 番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、岩佐委員。

岩佐委員 議席番号 9 番、岩佐忠夫です。

ただいまの農政課長の説明でよくわかりました。また、再設定でもありますので、私は賛成したいと思います。お諮りください。

議 長 ただいま岩佐委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第 1 号の 3 番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

ここで、平川正俊委員の入室を認めます。

(平川正俊推進委員入室)

議 長 続いて、4 番について、農政課長、よろしくお願いします。

農政課長 議案第 1 号 4 番をご説明いたします。

議案書 1 ページの 4 番、参考資料の 7 ページから 8 ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑で、面積は 522 平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は 5 年の設定でございます。

借受者の方は、ネギを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第 1 号の 4 番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、平川委員。

平川推進委員 推進委員の平川正俊でございます。

ただいまの農政課長の説明でよく分かりました。この原案に賛成をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま平川委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の4番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、5番を議題といたします。

この議案は、松戸市農業委員会会議規則第11条の規定により、議事参与の制限に抵触する事案でありますので、関係人であります杉浦勇司委員は、ここで退室をお願いいたします。

（杉浦勇司委員退室）

議 長 それでは、利用計画について、農政課長、よろしくお願いします。

農政課長 議案第1号5番をご説明いたします。

議案書1ページの5番、参考資料の9ページから10ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は東平賀、現況地目は畑で、面積は1,391平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、サトイモを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の5番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡邊慶弘委員。

渡邊（慶）委員 議席番号12番、渡邊慶弘です。

ただいまの農政課長の説明でよく分かりました。この案件に関しましては、再設定でございますので、私は賛成いたします。お諮りください。

議 長 ただいま渡邊慶弘委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の5番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

ここで、杉浦勇司委員の入室を認めます。

(杉浦勇司委員入室)

議 長 続いて、6番を議題といたします。

この議案は、松戸市農業委員会会議規則第11条の規定により、議事参与の制限に抵触する事案でありますので、関係人であります川上博久委員は、ここで退室をお願いいたします。

(川上博久委員退室)

議 長 それでは、利用計画について、農政課長、よろしくお願いします。

農政課長 議案書、第1号6番をご説明いたします。

2ページになります。の6番、参考資料の11ページから12ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は紙敷、現況地目は畑で、面積は2,523平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、白菜、玉ねぎを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の6番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡来委員。

渡来委員 議席番号11番、農業委員の渡来和治です。

農政課長の説明でよく分かりました。借受者は家族で一生懸命農業経営をされているので、賛成したいと思います。よろしくお諮りください。

議 長 ただいま渡来委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の6番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

ここで、川上博久委員の入室を認めます。

(川上博久委員入室)

議 長 続いて、7番について、農政課長、よろしくお願いします。

農政課長 議案第1号7番をご説明いたします。

議案書2ページの7番、参考資料の13ページから14ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は千駄堀、現況地目は畑で、面積は1,655平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、ジャガイモを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の7番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、齋藤委員。

齋藤推進委員 推進委員、齋藤香です。

今回の議案は再設定で、借受者は家から圃場が近く、管理しやすいので、私は賛成します。ご審議ください。

議 長 ただいま齋藤委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の7番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、8番について、農政課長、よろしくお願いします。

農政課長 議案第1号8番をご説明いたします。

議案書2ページの8番、参考資料の15ページから16ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は旭町、現況地目は田で、面積は1,282平方メートルで
ございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、米を主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の8番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、小林委員。

小林推進委員 推進委員の小林直一です。

再設定でありまして、借受者はお米を主体に一生懸命やっていますので、私は賛成したい
と思います。皆さん、お諮りください。

議 長 ただいま小林委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の8番につきましては、原案のとおり決定をいた
しました。

続いて、9番について、農政課長、よろしくお願いします。

農政課長 議案第1号9番をご説明いたします。

議案書2ページの9番、参考資料17ページから18ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は七右衛門新田、現況地目は田で、面積は981平方メー
トルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、米を主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の9番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、小林委員。

小林推進委員 推進委員の小林直一です。

貸付者はコンバインも乾燥機も古くて使えないという状況です。借受者は流山方面に農地がありましたが、公共事業により田んぼが減ってしまったので、その分借りたいと思いますので、私は賛成したいと思います。

議 長 ただいま小林委員より、原案に賛成との意見がございました。
ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。
原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。
それでは、全会一致と認め、議案第1号の9番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、10番について、農政課長、よろしくお願いします。

農政課長 議案第1号10番をご説明いたします。

議案書2ページの10番、参考資料の19ページから20ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は中矢切、現況地目は畑で、面積は522平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ナス、ピーマンを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の10番について内容の説明がございました。
農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。
はい、平川委員。

平川推進委員 推進委員の平川正俊でございます。

ただいまの農政課長の説明でよく分かりました。この原案に賛成をしたいと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただいま平川委員より、原案に賛成との意見がございました。
ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。
原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の10番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

農政課長は、公務のためここで退席となります。ありがとうございました。

(農政課長退席)

◎議案第2号

議長 続きまして、議案第2号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定についてを議題といたします。

同法第4条第3項の規定により、松戸市から事業計画認定書(案)について決定を求められているので、本総会において意見決定するものです。

第2審査会第1審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 議席番号15番、相田敏克です。

去る5月2日木曜日、議案第2号から第5号の審査のため、第2審査会第1審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告します。

当日は、渡邊慶弘農業委員、岩佐忠夫農業委員、湯浅雅之推進委員、齋藤香推進委員、私の5名により、現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に審議を行ったものであることをご報告します。

それでは、議案第2号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定についてご説明します。

議案書3ページ、議案参考資料については21ページから22ページになります。申請地の位置については、議案参考資料の21ページのところでございます。

申請の都市農地は2筆で、面積は合計918平方メートル、現況は畑で、適正に管理されていることを確認しました。権利の形態は、使用賃借権の設定です。

本法において、松戸市及び隣接する市町村で農作物を販売する等条件を満たせば、生産緑

地制度を利用したまま貸借することができます。

借受人は農業者で、経営農地について適正に耕作しております。

農作業に従事する者は、申請者を含む構成員３人で、年間従事日数は合計で900日です。

農機具については、トラック２台、動噴１台を所有しています。

申請地では、レモンを作付するとのことです。

周辺の生活環境と調和の取れた当該農地の利用を確保するため、農作物残渣や農業資材を放置しないこと、また、適切に除草するよう要望したところです。

以上、審査会では、議案第２号について慎重審議の上、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の認定条件に抵触するものはないこと、また、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと判断しました。

これをもって、議案第２号について、認定すべきと意見決定を諮ったところでございます。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 ただいま相田敏克座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、認定すべきとのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、杉浦委員。

杉浦（勇）委員 議席番号２番、杉浦勇司です。

ただいまの座長の説明でよく分かりました。賛成したいと思います。お諮りください。

議 長 ただいま杉浦勇司委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。

これより議案第２号の１番について、原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第２号の１番につきましては、原案のとおり決定をしたことを松戸市長宛に送付いたします。

◎議案第３号

議長 続きまして、議案第３号 農地法第３条の規定による許可申請についての１番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第２審査会第１審査班座長 それでは、議案第３号 農地法第３条の規定による許可申請について、１番について説明します。

議案書４ページ、議案参考資料については２３ページから２４ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の２３ページのところでございます。

申請地は２筆で、面積は合計１,３３２平方メートル、現況は畑で、適正に管理されていることを確認しました。権利の形態は、売買に伴う所有権移転です。

譲受人の申請理由は、経営規模を拡大するためです。

譲渡人の申請理由は、農業従事者ではないためです。

譲受人は農業者で、経営農地について適正に耕作しており、また、譲受人の耕作従事日数は、申請人を含む構成員３人で８１０日であり、同じく許可条件である従事日数１５０日を超えています。

農機具については、耕運機１台、トラクター１台、動噴１台、トラック１台、田植機１台を所有しております。申請地を耕作するには十分であると判断しました。

申請地の営農計画では、ネギ、キャベツの栽培を行うとのことでした。

以上、審査会では、議案第３号について慎重審議の上、農地法第３条の許可条件に抵触するものはなく、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと判断しました。

これらをもって許可すべきとの意見決定を図ったところでございます。当委員会の許可案件でありますので、委員各位においてご審議よろしくをお願いします。

議長 ただいま相田敏克座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、平川委員。

平川推進委員 推進委員の平川正俊でございます。

ただいま座長の説明でよく分かりました。この許可申請、賛成したいと思います。よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま平川委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

これより議案第3号の1番について、原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の1番につきましては、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第4号

議 長 続きまして、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についての1番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請、1番についてご説明いたします。

議案書5ページ、議案参考資料については26ページから30ページになります。申請地の位置については、議案参考資料の26ページのところでございます。

申請理由は、近隣の会社から車両置場が必要と要望があったためです。

土地の選定理由は、前面道路が広く、幹線道路が近いためです。

議案参考資料の27ページをご覧ください。

施設の概要については、車両21台を置く貸し車両置場です。

整地については、砕石敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、高さ1.5メートルの単管パイプと50センチの砕石止板を設置します。

他法令については、該当する法律はございません。

農地区分については、申請地は上水道管、下水道管の2種類が埋設された幅員4メートル以上の道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に2か所以上の公共施設があることから、第3種農地と判断いたしました。

以上、議案第4号の1番について説明しましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしく審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま相田敏克座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。審査会意見は、許可すべきとのことです。農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。はい、川上博久委員。

川上委員 議席番号10番、川上博久です。

現況を見てきたところ、半分ぐらいしか耕作できる面積がありません。また、前の道路の交通量も多く、農地として維持していくのは難しいだろうなというのが現況を見たときの判断です。審査会の意見に賛成したいと思います。審議をよろしくお願いします。

議 長 ただいま川上博久委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

これより議案第4号の1番について、原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第4号の1番につきましては、許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定いたしました。

続きまして、議案第4号の2番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の2番についてご説明いたします。

議案書5ページ、議案参考資料については31ページから35ページになります。申請地の位置については、議案参考資料31ページのところでございます。

申請の理由は、梨の購入者の駐車場及び農業用倉庫として利用するためです。

議案参考資料の33ページをご覧ください。

施設の概要については、車両 8 台を置く駐車場と農業用倉庫です。

整地については、砂利敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、農地には隣接しておりません。

他法令に該当する法律はございません。

審査会では、現地調査の結果、砂利敷きとなっていることを確認しました。このことについて質問したところ、申請人が相続したときは既に砂利敷きとなっていたが、それが農地法に違反することになるとは知らず、手続もせずを使用していたとのことです。この行為に対し、農地違反であることを指摘しました。

この農地法違反について、審査会として始末書の提出を求め、その内容を確認後、最終的な意見決定を行うことにしました。審査会終了後、申請者の始末書の提出があり、農地法違反をしていたことについて知らなかったとはいえ、深く反省するとともに同じ事態を繰り返さないことを誓約するとのことでした。

農地区分については、申請地はおおむね300メートル以内に一般交通の用に供されている鉄道の駅があることから、第3種農地と判断しました。

以上、議案第4号の2番について説明しましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、農地区分については第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま相田敏克座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、加藤委員。

議 長 議席番号6番、加藤万里子でございます。

座長の説明でよく分かりました。以前から梨のお客さんのための駐車場にされていて、始末書も出ているということですので、賛成したいと思います。お諮りください。

議 長 ただいま加藤万里子委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。

これより議案第4号の2番について、原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第4号の2番につきましては、許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定いたしました。

◎議案第5号

議長 続いて、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についての1番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の1番についてご説明いたします。

議案書6ページ、議案参考資料については36ページから40ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の36ページのところでございます。

権利の形態は、売買による所有権移転です。

申請理由及び土地選定理由は、譲受人は植木事業、キャンプ場経営を行っていますが、事業拡大で古物商許可を申請し、ユニットハウスやコンテナ販売を行う予定です。

隣接地に既存の資材置場を所有しており、手狭であることから敷地拡張をし、資材置場として使用するためです。

議案参考資料の38ページをご覧ください。

施設の概要については、資材置場です

整地については、砂利敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、土留め塀、安全鋼板、単管の柵を設置します。

他法令については、該当する法律はございません。

費用については、全額自己資金で賄うことから、残高証明書を確認いたしました。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在すること、及びその農地の広がり10ヘクタール

未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第5号の1番について説明しましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま相田敏克座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、小林委員。

小林推進委員 推進委員の小林直一です。

隣接しているということなので、私は座長の意見に賛成です。

議長 ただいま小林直一委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第5号の1番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛に送付することに決定いたしました。

続いて、議案第5号の2番と3番を議題といたします。2番と3番は関連しておりますので、併せて説明をお願いします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の2番と3番についてご説明いたします。

議案書6ページ、7ページ、議案参考資料については、41ページから46ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の41ページのところでございます。

権利の形態は、2番は売買による所有権移転、3番は賃借権の設定です。

申請理由及び土地選定理由は、譲受人は有価物及び金属くず等を回収し、資材置場に仮置き販売する業務を行っております。

申請地西側に既存施設がありますが、業務拡大に当たり既存施設のみでは手狭であることから、申請地を取得し資材置場として使用するためです。

議案参考資料の43ページをご覧ください。

施設の概要については、資材置場及び作業場用地です。

整地については、砂利敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、既設の土留め及び新設の安全鋼板を設置します。

他法令については、該当する法律はございません。

費用については、全額自己資金で賄うことから、残高証明書を確認いたしました。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用、または事業の用に供する施設が連担している区域が存在すること、及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。

以上、議案第5号の2番と3番について説明しましたが、審査会では現地調査及び慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま相田敏克座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡来委員。

渡来委員 議席番号11番、農業委員の渡来和治です。

座長の説明で内容はよく分かりました。隣接地で既に経営していて、その隣に拡大したいということですので、私は許可申請に相当すると思います。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 ただいま渡来和治委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第5号の2番と3番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛に送付することに決定いたしました。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書8ページ、報告事項1から18ページの報告事項7についてご報告させていただきます。

まず、8ページ、報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による農地転用届出についてです。相続による所有権移転により1件の届出を受理しました。

次に、9ページ、報告事項2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、9ページ下段の記載のとおり、3月分として田、畑、合計10件、2,251平米の届出を受理しました。

次に、10ページから13ページ、報告事項3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてですが、13ページの記載のとおり、田と畑、合計31件、1万158平米の届出を受理しました。

続いて、14ページ、報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知についてですが、合意解約の通知が1件ございました。

次に、15ページ、16ページ、報告事項5 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、引き続き農業経営を行っている旨の証明書7件を交付しました。

次に、17ページ、報告事項6 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付についてですが、記載のとおり、1件の証明書を交付しました。

次に、18ページ、令和5年度の最適化活動の点検評価について報告します。

別紙で、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況及びその他事務の実施状況の公表をご覧ください。それと別表で目標達成の表5の適用方法というのがA4の紙でありますので、そちらも一緒にご覧ください。

これについては、令和5年度の目標に対しての結果報告になります。

1 ページ、2 ページの中段までについてが、令和 5 年度に立てた目標になります。2 ページの中段、③の実績については、3 条と農地銀行を併せて1.5ヘクタールの集積となりました。市内の農地の減少もあり、集積率の前年比は108%となりました。

次に、遊休農地についてですが、3 ページの③、実績をご覧ください。

令和 5 年度の遊休農地の解消実績は、3 月の総会で報告したとおり1.2ヘクタールの解消となりました。

続いて、4 ページの新規参入についてですが、昨年度の新規参入についての報告はありませんでした。

4 ページの中段から下段、強化活動の設定ですが、月数は3回となりました。

最後のページについては、新規相談会の実施になりますが、令和 5 年度も大農業まつりのときに会長に待機していただき、ウェブ上で千葉県の相談会に参加しましたが、特に相談はございませんでした。

次に、点数表をご覧ください。

表 2 のほうの点数表、1 枚目の表 2 をご覧いただきますと、マーカーでお示ししているとおり、農地の集積が3点、遊休農地の解消が3点、新規参入の促進は1点、強化月間が1点、新規参入が1点となり、合計9点となり、表 1 の5点以上10点未満のところに今回該当することとなりました。

その次、先ほどの5 ページに戻ってください。

毎月出していただいている活動日数の関係ですが、令和 5 年度途中から活動日数の本来の考え方に則り、農地の見守りは月5回までのカウントとさせていただきました。そのことから、令和 5 年度におきましては、目標の13日に対し、全員が活動日数を下回り、12日以下となりました。

点数表の2枚目をご覧ください。

先ほどの農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進は、全部で5点です。活動日数に関しては、13日の目標を下回りますので、合計6点となりまして、合計が11点となりました。令和 5 年度に関しては、目標をやや下回る結果となったということでご理解ください。

令和 6 年度に関しては、この活動日数の目標の点数は8日以上としています。8日以上活動していただきますと、目標どおりの4点と月当たりの最適化活動の日数が8から13のところの8点に該当しますので、15点以上20点未満の期待どおりの結果が得られたというところに該当するようになります。8日以上の活動を皆さんよろしくお願いします。

以上報告です。

議 長 ありがとうございます。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和6年5月総会を終了いたします。

傍聴人の退室をお願いいたします。

閉会 午後 3時58分